

長峰荘の譲渡条件について

H31.1.21 全員協議会会議資料

資料：No. 1

対象物件不動産鑑定評価額	民間譲渡条件
<p>○物件①（旅館）</p> <p>【土地】</p> <p>〔所在及び地番〕 安曇野明科中川手 14 番 2 及び 7</p> <p>〔地目〕 宅地</p> <p>〔地積〕 登記簿合計 4,870.33 ㎡</p> <p>【建物】</p> <p>〔所在〕 安曇野市中川手 14 番 2</p> <p>〔家屋番号〕 未登記</p> <p>〔構造・用途〕 木造鋼板葺 2 階建て</p> <p>○旅館</p> <p>〔床面積〕 概測 延 1,291.95 ㎡</p> <p>○ボイラー室 1</p> <p>〔所在〕 安曇野市中川手 14 番 2</p> <p>〔家屋番号〕 未登記</p> <p>〔構造・用途〕 コンクリートブロック造鋼板葺平屋建</p> <p>〔床面積〕 概測 延 14.29 ㎡</p> <p>○ボイラー室 2</p> <p>〔所在〕 安曇野市中川手 14 番 2</p> <p>〔家屋番号〕 未登記</p> <p>〔構造・用途〕 コンクリートブロック造瓦葺平屋建</p> <p>〔床面積〕 概測 延 19.44 ㎡</p> <p>■鑑定評価額 H29.8.1 時点の自用の建物及びその敷地の正常価格 <u>¥1,500,000</u></p> <p>物件②（登山者駐車場）同中川手 14 番 5 売却しない。</p> <p>物件③（駐車場）同中川手 21 番 6 及び 12.13 売却しない。</p>	<p>○譲渡条件</p> <p>1. 物件の最低譲渡価格</p> <p>1) 不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、安曇野市が決定した <u>総額 0 円</u>（建物の消費税及び地方消費税を含む。）とする。</p> <p>【物件の最低譲渡価格の内訳】</p> <p>2) 不動産鑑定評価額（建物及び敷地） 1,500,000 円 （不動産鑑定価格及び地元要望である事業継続期間 10 年間を踏まえ、最低譲渡価格を 0 円とした。）</p> <p>3) 物品は譲与（無償譲渡）とする。</p> <p>2. 指定用途及び転売等の禁止</p> <p>1) 物件の利用用途は宴会事業（80 人程度）宿泊事業及び日帰り温泉入浴事業（現状同程度の規模）とし、譲渡先事業者はこの物件の引渡しの日から一定の期間内（以下「指定期日」という。）に物件を指定用途に供しなければならない。指定用途に供すべき期間は、指定用途に供した日から 10 年間（以下「指定期間」という。）とする。</p> <p>2) 譲渡先法人は、契約締結の日から指定期間が満了する日までの間、安曇野市の承認を受けることなく、第三者に物件の所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃貸借その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。</p> <p>3. 瑕疵担保責任</p> <p>1) 安曇野市は、物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があった場合において、引渡日（平成 31 年 4 月 1 日）以降の瑕疵担保責任を負わない。</p> <p>4. その他 買戻し特約 地域貢献に対する提案等。</p> <p>5. 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月末公募開始（安曇野市公式 web サイト 2 月 13 日現地説明会予定） ・ 入札参加申し込み受付：2 月 18 日～ ・ 3 月初旬選定委員会開催（事業者選定から 10 日以内仮契約） ・ 4 月 1 日日本契約締結